

御所市地域クラブ活動ガイドライン

令和7年11月
御所市教育委員会

1. 趣旨

本ガイドラインは「御所市地域クラブ活動推進計画」を踏まえ、御所市地域クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という）における必要事項をまとめたものである。今後、取り組みの成果や課題を整理しながら、必要に応じて見直しを図る。

2. 運営団体及び実施主体

地域クラブ活動の運営団体は、御所市教育委員会（以下、「教育委員会」という）とする。実施主体は、教育委員会の他、文化協会、体育協会、総合型スポーツクラブ、一般社団法人など非営利目的の運営団体が受託して実施する場合を含み、国が示した要件に基づき、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、教育委員会の認定を受けた団体とする。

3. 参加資格

- (1) 御所市内に在住している中学生
 - (2) その他、教育委員会が参加を認める者。
- ※参加に際しては、必ず保護者の同意を得ること

4. 参加方法

【手続きについて】

- ①地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、保護者の承諾を得て、「御所市地域クラブ活動参加申込書」を教育委員会へ提出する。
- ②参加を取りやめる場合は、保護者の承諾を得て、「御所市地域クラブ活動参加取消届」を教育委員会へ提出する。

【参加の停止について】

- ・教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参加者の地域クラブ活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。
 - ①医師の診断により運動を制限される等、活動により参加者の健康が害される恐れがあるとき。
 - ②地域クラブ活動の運営に著しく支障をきたす言動又は行為があったとき。
 - ③その他教育委員会が参加者として相応しくないと判断したとき。
- ・教育委員会は、地域クラブ活動への参加を停止させるときは、「御所市地域クラブ活動参加停止通知書」により該当者に通知をする。

5. 指導者

・地域クラブ活動の指導者の服務監督等は、「御所市地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱」に基づき、御所市教育委員会事務局生涯学習課において管理する。

・登録を希望する者は、「御所市地域クラブ活動指導者人材バンク募集要項」に基づき、「登録申請書」に必要事項を記入し、教育委員会事務局生涯学習課に提出する。教育委員会は、申請内容を審査し、申請者に対し「登録可否決定通知書」を発行する。

・教育委員会は、人材バンクに登録された者の中から、必要に応じて地域クラブ活動の指導を依頼し、依頼を受けた指導者が従事する。

学校の教職員等、公務員が指導者となる場合は、所定の手続きにより、服務監督を行う教育委員会や関係部署の承認を受ける必要がある。教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

・生徒の安全管理・健康管理を図り、学校や地域との連携・協働により活動を実施するため、設置競技種目等ごとに、指導者を2名以上置くことを原則とする。

ただし、運営上支障がない場合はこの限りではない。

・指導者は、これまでの学校部活動の意義や役割について、継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校関係者等との連携を密にしつつ、参加者の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

・指導者については、次の要件を満たす者であること。

①	登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者 (ただし、高等学校又は高等専門学校に在学中の者を除く)
②	次のアからウまでのいずれかを満たす者 ア 市内中学校長又は御所市地域クラブ活動推進協議会委員の推薦があること。 イ 部活動の指導実績があること。 ウ 指導する種目、活動等に関する専門的な知識及び能力を有すると教育委員会が認めた者であること。
③	地方公務員法第16条※1及び学校教育法第9条※2のいずれにも該当しない者。
④	過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適切と認められる行為をしていない者。

※1 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 運営・規約等

・御所市地域クラブ活動の運営においては、教育委員会や学校等が連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展を見据え下記のとおり規約等を定める。

【規約について】

- ・教育委員会は、生徒や保護者に対し、安心して参加できることを示すために規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ることとする。
- ・規約の策定にあたっては、過度に勝利至上主義に傾倒することがないように配慮する。

【関係者間の連携体制の構築等について】

- ・教育委員会は、関係各課、学校、指導者及び保護者等の関係者からなる協議会等において、定期的・恒常的に情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を構築する。
- ・各競技種目等の指導者は、活動方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を策定し、参加者及び保護者に示すとともに教育委員会に提出する。また、活動中の参加者同士のトラブルや事故等について、関係者で情報共有、共通理解を図るとともに、当該保護者及び教育委員会にも報告する。

7. 活動日等

・地域クラブの指導者は、生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、学校部活動に準じ、下記の活動日や時間を遵守し、休養日を設定する。

【活動日】

・地域クラブ活動の活動日は、原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日とする。

【活動時間】

・1日の活動時間は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、準備や片付けに特段の時間を要する練習試合等もできる限り半日（4時間以内）で活動を終えるよう配慮する。

平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動を通算して、週当たり11時間程度の範囲内とする。

【休養日】

・課業中は、週当たり2日以上 of 休養日 を設ける。（平日の部活動で少なくとも1日、週末の地域クラブ活動で少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

・地域クラブ活動において、休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

・長期休業中の休養日の設定は、課業中に準じた扱いを行う。

【活動時間及び休養日に関する留意点】

・平日の部活動において活動時間を十分に確保できないときは、休日に振り替えることができる。ただし、この場合も週当たり11時間程度の範囲内で活動すること。

・どのような設定であっても、活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、運動、食事、及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。

【活動の中止】

・活動開始前や活動時間中に気象警報が発表された場合。

・警報が出ていなくても、天候の急変や落雷の危険性など、安全が確保できないと判断される場合。

・熱中症の発生リスクが高くなることが見込まれる場合。

・活動中の暑さ指数（WBGT）に基づき、基準を超えた場合。

8. 活動場所

・御所市立小中学校の学校施設、御所市立スポーツ施設及び社会教育施設等

【学校施設及び物品の使用について】

① 建物の使用

施設の構造、建築材その他の箇所について、剥離、損耗、滅失等による機能や安全性、美観を損なうことがないように、使用方法に留意するとともに、日常的に点検を行い、施設の維持・管理に努めること。

② 鍵の管理

施設の鍵については、学校の指示に従い、適切に管理すること。

③ 物品の借用

学校の既存物品を借用することができる。

※借用については学校と十分調整すること。

9. 大会・コンクール

・中体連主催の大会やコンクールは、地域クラブ活動での指導者の体制が整い、種目ごとに定められた参加条件を満たすまでは、学校部活動（拠点校、合同部活動を含む）として参加する。

10. 参加費

・令和8年度以降は、参加費を徴収するものとし、徴収額は、指導者報酬、保険料等を考慮し、教育委員会が別に定める。

11. 保険

・参加者及び指導者は、スポーツ安全保険に加入することを原則とする。

※地域クラブ活動は、学校の管理下での活動ではないため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されないため、別途保険に加入する必要がある。

12. 個人情報の取り扱い

・地域クラブ活動に関し、教育委員会が取得した個人情報は、地域クラブ活動の運営及び活動に必要な範囲内に限り利用することができる。

13. その他

「御所市地域クラブ活動ガイドライン」については、国や県からの新たな通知や、運用面での変更等があった場合は、その都度見直すこととする。